

三浦市みどりの条例の一部を改正する条例の基本方針について、パブリックコメント（意見募集）を実施します。

意見募集期間

令和 7 年 10 月 15 日（水）

～

令和 7 年 11 月 13 日（木）

三 浦 市

都 市 環 境 部 環 境 課

三浦市みどりの条例の一部を改正する条例の基本方針に係るパブリックコメント（意見募集）の実施について

都市緑地法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 40 号）が公布され、令和 6 年 11 月 8 日から施行されました。

これにより、都市緑地法第 4 条第 1 項に規定する緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画で定める事項について改正されたため、法と同様の趣旨を規定している本市の条例について必要な規定の整備を行います。

このたび、「三浦市みどりの条例の一部を改正する条例の基本方針」を作成しましたので、市民の皆様からご意見を募集します。

※ 改正の内容については、別添の資料「三浦市みどりの条例の一部を改正する条例の基本方針」をご覧ください。

1 意見募集案件名

三浦市みどりの条例の一部を改正する条例の基本方針について

2 意見募集期間

令和 7 年 10 月 15 日（水）から令和 7 年 11 月 13 日（木）まで

3 資料公表場所

市のホームページ、三浦市役所分館 3 階環境課、
南下浦・初声出張所

4 意見を提出できる方

- （１） 市内に住所を有する方
- （２） 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他団体
- （３） 市内の事務所又は事業所に勤務する方
- （４） 市内の学校に在学する方
- （５） パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する方

5 意見提出方法

意見等記入用紙（別紙様式）にご記入の上、意見募集期間内に次のいずれかの方法により提出してください。（令和 7 年 11 月 13 日（木）必着。電話や口頭によるご意見は、ご遠慮願います。）

意見等記入用紙には、住所及び氏名を必ずお書きください。また、ご意見を記載するときは、項目名を記載するなど、どの部分につい

てのご意見か、該当箇所が分かるように明記してください。

(1) 郵送する場合 (持参可)

〒238-0298

三浦市城山町1番1号

三浦市役所 環境課あて

(2) ファックスを利用する場合

ファックス番号：046-881-0148

三浦市役所 環境課あて

(3) 電子メールを利用する場合

メールアドレス：kankyou0101@city.miura.kanagawa.jp

6 留意事項

- ・意見の公表等は、令和7年11月を目途に市のホームページ上、環境課窓口、南下浦・初声出張所で行う予定です。
- ・意見に対する個別の回答はいたしません。また、ご提出いただいた書類は返却しません。
- ・ご提出いただいた意見の記載内容は、個人情報（氏名、住所、連絡先等）を除き、公開される可能性があることをご了承ください。

7 問い合わせ先

三浦市役所 環境課

電話 046-882-1111 内線 296